

平成29年 4月17日

建設工事請負契約約款の改正について

美唄市役所総務部契約管財課

本市の建設工事請負契約約款については、国の建設工事請負契約約款に基づき作成しているところです。

国は、破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき破産管財人等が契約解除をした場合についても、発注者に違約金請求権が認められるよう約款の見直しを行いました。

これに伴い、本市においても約款の改正を行いましたので、改正約款について別紙のとおり通知します。

1 改正事項の内容

契約が解除された場合等の賠償金に係る条文を改正し、受注者について破産手続開始の決定があった場合において選任された破産管財人が契約を解除した場合等においても、発注者が賠償金を請求できる条項の追加等を行いました。

2 適用対象

平成29年4月10日以降に契約を締結するもの